

刈谷市告示第10号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、
次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年3月21日

刈谷市長 稲垣 武

- 1 徴収の事務を委託する歳入
謎解きキット販売代金
- 2 委託の相手方
株式会社タカラッシュ
特定非営利活動法人まちづくりかりや
エリアワン株式会社
- 3 委託の期間
令和6年3月23日から同年6月30日まで